

令和6年度内部監査状況

令和6年度内部監査計画		内部監査結果	
監査対象業務	被監査部署	理事長への報告日	指摘等の内容
○ 調査情報部の所掌業務	調査情報部	令和6年8月29日	<p>①【要領の見直し等】 所管する要領について、廃止を含めた必要な見直しを行うことを提言した。</p> <p>②【保有個人情報等の管理及び取扱いの状況】 業務に不要な個人情報について、関係規程に即した保有制限を部内周知し、適切に取扱うことを提言した。</p>
○ 酪農乳業部の所掌業務	酪農乳業部	令和6年10月1日	酪農乳業部の所掌業務について、改善点等指摘すべき事項は特になし。
○ 総務部の所掌業務	総務部	令和7年2月4日	<p>①【法人文書の管理及び取扱いの状況】 法人文書の適切な管理に資するため、標準文書保存期間基準の設定、法人文書ファイルに分類する際の考え方等について、職員に対する研修等の必要な対応を行うことを提言した。</p> <p>②【法人文書管理システムの表示機能】 法人文書管理システム上で回付されている法人文書の承認者の氏名が人事異動時の変更作業後に非表示となる事象について、必要な対応を行うことを提言した。</p> <p>③【業務継続計画（首都直下地震）の実施状況】 ア 業務継続計画について、直近のガイドライン等を踏まえて見直しの検討をすること イ 業務継続計画に図上訓練を組み込んで定期的に実施することを検討すること ウ 年度計画についてP D C Aサイクルを念頭に、評価、課題の抽出、対策の検討等の取り組みを行うこと エ 「緊急事態・B C Pマニュアル」の配布先一覧を人事異動等のタイミングで更新すること オ 第1陣、第2陣の参集要員への「緊急事態・B C Pマニュアル」の配布の検討及び参集要員に対し参集時の業務内容の説明を行うことを提言した。</p>

令和6年度内部監査計画		内 部 監 査 結 果	
監査対象業務	被監査部署	理事長への報告日	指摘等の内容
○ 特産調整部の所掌業務	特産調整部	令和7年4月9日	特産調整部の所掌業務について、改善点等指摘すべき事項は特になし。

令和6年度コンプライアンス推進計画に基づく取組実績について

令和6年度コンプライアンス推進計画（令和6年3月15日付け5農畜機第8185号。以下「推進計画」という。）に基づく取組実績は、以下のとおり。

1 コンプライアンス推進週間の取組

役職員が日々の行動を振り返り、コンプライアンスへの理解を深める機会として、上期及び下期の年度内2回のコンプライアンス推進週間を設置し、各種取組を実施した（推進計画第2の3）。

（1）実施期間

- ア 上期：令和6年5月20日（月）～5月28日（火）
- イ 下期：令和6年10月28日（月）～11月6日（水）

（2）取組内容

ア 教育資材の視聴

上期に“風通しの良い職場づくり”の土台となる「心理的安全性」に関する知識を深めるための教育資材の視聴を実施した。

	対象者	実施率	教育資材
上期	役職員 244名*	99.2%	心理的安全性第2巻「心理的安全な職場をめざして～メンバー向け～オフィス編」（株式会社アスパクリエイト）

* 臨時職員を含み、休職中の職員及び外部組織への出向・研修中の職員を除く。

イ コンプライアンスチェック（○×式10問）

役職員のコンプライアンスに関する理解度を点検するため、事務局採点方式によるコンプライアンスチェックを実施した。

	対象者*	実施率	平均点
上期	役職員 219名	97.3%	8.1点
下期	役職員 218名	98.6%	9.1点

* 臨時職員、休職中の職員、出題者である業務監査室職員及び外部組織への出向・研修中の職員を除く。

ウ コンプライアンスカードの配付

上期は「コンプライアンス推進相談等窓口のご案内」を、下期は「確認＆実践！個人情報保護のためのチェックポイント」をテーマとしたカードを作成し、役職員に配付した。

エ キャッチフレーズの募集

役職員がコンプライアンスを身近に考える機会として、上期にコンプライアンスに関するキャッチフレーズを募集した。

31名から48作品の応募があり、入選作品11点の中から、以下のとおり最優秀賞作品1点及び優秀賞作品2点を選定した。

入選作品については、7月から12月にかけて各月の第一業務日に各自のPCへのポップアップ表示を通じて紹介した。最優秀賞作品については、役職員の意識啓発のため、インターネットに掲載するほか、コンプライアンス推進週間のポスターで活用している。

【最優秀賞】さりげない 雑談が生む チーム力

選定理由：雑談は、メンバーの興味・関心や価値観、考え方の個性を知るきっかけになり、業務の話題もオープンに話しやすくなる効果があるといわれているため、日頃のさりげない雑談・会話でお互いのことを知って安心感を高め、いざという時にもチームで協力して解決していく職場づくりを心がけることが大切である。

【優秀賞】気にかけて 言葉にし合って 風通る

選定理由：意見や提案を率直に言い合える信頼感は、日々の相手との関わりの中で少しずつ積み上がっていきため、一人一人が周囲の様子を気にかけ、挨拶をしたり、自分の考えを隠さずに言葉に出したり、相手の気持ちを聞かせてももらうことを意識して、みんなが安心して能力を発揮できる環境を作っていくことが大切である。

【優秀賞】どうしたの その一声に 救われる

選定理由：環境や状況によっては自分から周囲に相談することが難しいと感じる場合も考えられるが、そのような時には周囲からの声掛けが悩みや困りごとを解決する助けにつながることがあるため、様子がいつもと違うと感じる職員がいるときには、「どうしたの？」の一声掛けを意識することが大切である。

オ 他法人のコンプライアンス違反事例の紹介

他法人のコンプライアンス違反事例について、上期に1日1件（計6件）を各自のPCにポップアップ表示を通じて紹介した。

カ コンプライアンス推進相談等窓口の周知

コンプライアンス推進相談等窓口の担当者、連絡先、受付方法等を各自のPCにポップアップ表示を通じて周知した。

キ その他

各部室・事務所における啓発ポスターの掲示及びコンプライアンス推進週間初日の館内放送により、コンプライアンス推進週間の周知及びコンプライアンス推進に対する役職員の意識啓発を図った。

2 コンプライアンスの推進に関する研修

倫理の保持、個人情報の保護、ハラスメントの防止等に関する研修を実施した（推進計画第2の4）。

(1) 新規採用職員等に対する研修

講 師	主な内容	実施日
コンプライアンス委員会事務局	・コンプライアンスの基礎知識 ・機構におけるコンプライアンス推進体制 ・コンプライアンス推進相談等窓口について	令和6年4月2日（11名）
同上	同上	令和6年10月2日（6名）
同上	同上	令和6年11月6日（1名）

(2) 新任管理職員に対する研修

講 師	主な内容	実施日
コンプライアンス委員会事務局	・機構におけるコンプライアンス推進体制 ・コンプライアンス推進に向けた具体的な取組と管理職の役割	令和6年3月26日（3名） ※令和6年4月昇任者が対象
同上	同上	令和6年4月11日（1名）
同上	同上	令和6年7月26日（2名）

(3) コンプライアンスに関する研修（外部講師研修）

講 師	主な内容	実施日
国家公務員倫理審査会事務局	倫理の保持（国家公務員倫理法制定の背景と利害関係者との禁止行為等）	令和6年10月30日

3 コンプライアンスに関する認識度調査及び風通しの良い職場づくり等のための自己点検

機構におけるコンプライアンスの推進状況を点検するとともに、管理職員と管理職以外の職員との間の認識のずれ等を把握するため、職員を対象に、調査票を用いた無記名アンケートによるコンプライアンスに関する認識度調査を実施した（推進計画第2の1）。

また、全ての役職員を対象に、風通しの良い職場づくり等のための自己点検を併せて実施した（推進計画第2の2）。

(1) 調査の概要

ア 実施期間：令和6年7月8日（月）～7月23日（火）

イ 対象者：職員235名（臨時職員を含む。）

※ 総括監査役、休職中の職員及び外部組織への出向・研修中の職員を除く。ただし、部長を兼務する総括監査役は実施対象とする。

ウ 回答者：職員233名（回収率99.1%）

4 コンプライアンス推進相談等窓口の運営状況

コンプライアンスの推進を妨げる行為の防止、当該行為が発生した場合の早期の発見及び解決を図るため、機構の内部及び外部にコンプライアンス推進相談等窓口（以下「相談窓口」という。）を設置し、相談窓口の周知等を実施した（推進計画第1の3）。

（1）相談窓口の周知

ア 相談窓口の利用実績及びリーフレット・相談事例を四半期末月の翌月（4月、7月、10月及び1月）に電子メールにより機構内に周知した。

イ イントラネットのコンプライアンスコーナー、コンプライアンス推進週間の周知メール、コンプライアンスカード及び各部室等に掲載するポスターに相談窓口の連絡先を掲載した。

ウ 3のコンプライアンスに関する認識度調査等のフィードバックにおいて、コンプライアンスの推進を妨げる事象がある場合は相談窓口に相談するよう促した。

エ このほか、新規採用職員等に対するコンプライアンス研修において、相談窓口を紹介した。

（2）「なんでも相談デー」の実施

相談窓口の利用拡大を図るため、令和5年度から引き続き「なんでも相談デー」を設け、「なんでも」相談可能である点をより強調して電子メール及びイントラネットを通じて周知するとともに、毎月2回、日を指定して実施した。

（3）相談窓口の利用実績（令和6年4月～同7年3月）

ア 内部相談窓口：13件（うち「なんでも相談デー」6件）

（内訳）ハラスメント（対人）関係	5件（同2件）
倫理関係	4件（同1件）
その他	4件（同3件）

イ 外部相談窓口：1件

（参考）令和5年度

内部相談窓口：15件（うち「なんでも相談デー」6件）

（内訳）ハラスメント（対人）関係	6件（同3件）
倫理関係	5件（同0件）
その他	4件（同3件）

外部相談窓口：1件

令和7年度コンプライアンス推進計画

令和7年3月24日付け6農畜機第8390号

独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）は、独立行政法人農畜産業振興機構のコンプライアンスの推進に関する基本方針（平成20年6月3日付け20農畜機第1047号。以下「基本方針」という。）5に基づき、令和7年度においては、以下の態勢・取組等により、機構及びその役職員の職務に関する倫理の保持、個人情報の保護、ハラスメントの防止等をはじめとするコンプライアンスの推進を図るものとする。

第1 コンプライアンスの推進態勢

1 コンプライアンス委員会における審議

機構の役職員以外の学識経験者等を含むコンプライアンス委員会において、コンプライアンス推進計画の策定、コンプライアンスの推進状況及びコンプライアンス推進計画の進捗状況の点検に関する事項等について審議する。

2 管理責任者等によるコンプライアンスの推進

コンプライアンスの推進は、部、業務監査室及び事務所（以下「部室等」という。）における日頃の取組と役職員一人一人の意識向上による責任ある言動が基本となる。このため、次に掲げる取組を行う。

- (1) 管理責任者（基本方針4の（3）の管理責任者をいう。以下同じ。）及び管理責任補助者（同方針4の（4）の管理責任補助者をいう。以下同じ。）は、前年度の取組、最近の状況、業務の特性等を踏まえ、部室等におけるコンプライアンスの推進に必要な措置を講じる。
- (2) コンプライアンス委員会の開催前に、管理責任者、管理責任補助者等により構成されるコンプライアンス推進会議を開催し、コンプライアンス推進計画の進捗状況、部室等におけるコンプライアンスの推進状況の点検結果等についての意見交換等を行う。

3 コンプライアンス推進相談等窓口の運営

- (1) コンプライアンスの推進を妨げる行為の防止、当該行為が発生した場合の早期の発見及び解決を図るため、機構の内部及び外部にコンプライアンス推進相談等窓口を設置する。
- (2) コンプライアンスに関する相談・通報を受け付けた場合は、相談者が当該相談等をしたことにより不利益を受けることがないよう十分配慮しつつ、適切に対応する。
- (3) 相談者が安心して本窓口を利用できるよう、相談受付後の流れを分かりやすく示すなど役職員への周知に取り組む。
- (4) 本窓口の利用拡大を図るため、コンプライアンスに関する相談・通報のほか、人間関係及び業務に関する悩み等に幅広く対応する「なんでも相談デー」を実施する。

第2 コンプライアンスの推進に向けた取組

内部統制に関する改善方針（平成31年3月25日内部統制委員会了承）を踏まえ、コンプライアンスを推進するため、以下1～5の取組を継続して実施する。

1 コンプライアンスに関する認識度調査

- (1) 部室等におけるコンプライアンスの推進状況の点検及び管理職員と管理職員以外の職員との間のコンプライアンスに関する認識の差異等の把握のため、職員を対象とした認識度調査を原則として上半期に実施する。
- (2) 調査の結果に基づき、機構におけるコンプライアンス推進上の課題等を確認し、その後のコンプライアンス推進のための取組に反映させる。
- (3) 調査の結果は、管理責任者及び管理責任補助者にフィードバックし、必要な対応を求める。

2 風通しの良い職場づくり等のための自己点検

- (1) 職場のコミュニケーション及び風通しの良い職場環境形成の更なる促進のため、職員を対象とした自己点検を原則として上半期に実施する。
- (2) 自己点検の結果は、管理責任者及び管理責任補助者にフィードバックし、必要な対応を求める。

3 コンプライアンス推進週間

- (1) 役職員がコンプライアンスについて考え、日々の行動を振り返り、コンプライアンスに対する理解を深める機会として、原則として2回のコンプライアンス推進週間（以下「推進週間」という。）を設置する。
- (2) 推進週間においては、教育資材の視聴、採点方式のコンプライアンスチェック、コンプライアンスカードの作成・配付、キャッチフレーズの募集・ポスターへの掲載等必要な取組を行う。

4 コンプライアンスの推進に関する研修

新規採用職員（臨時職員及び派遣職員を含む。）、新任管理職員等に対する階層に応じたコンプライアンス知識の習得研修その他役職員のコンプライアンスに関する知識・認識を深めるための研修について、関係部署と調整しつつ実施する。

5 コンプライアンスに関する情報の提供

役職員の理解を深めるため、コンプライアンスに関する事例、規程その他有益と思量される情報について、インターネット、電子メール等により機構内に提供する。

第3 コンプライアンスに関する情報の積極的な公開

機構におけるコンプライアンスに係る情報の積極的な公開を促進するため、基本方針、コンプライアンス推進計画、コンプライアンス委員会の審議内容（同委員会において公表が適当でないとされたものを除く。）等について、機構のホームページにより隨時公表する。

情報提供した事項に関する照会対応数の推移(令和6年度)

	翌日まで回答	翌々日以降	計
令和6年4月	0	0	0
令和6年5月	0	0	0
令和6年6月	0	0	0
第1四半期計	0	0	0
令和6年7月	0	0	0
令和6年8月	0	0	0
令和6年9月	1	0	1
第2四半期計	1	0	1
令和6年10月	0	0	0
令和6年11月	0	0	0
令和6年12月	0	0	0
第3四半期計	0	0	0
令和7年1月	0	0	0
令和7年2月	0	0	0
令和7年3月	1	0	1
第4四半期計	2	0	2
令和6年度 累計	3	0	3

(注)：独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第22条第1項に基づき情報提供した事項に関する照会について整理している。

令和6年度 アンケート調査の集計結果(内訳)

	回答数	理解度	平均理解度
意見交換会	10	4.8	4.8
セミナー小計	55	—	4.5
第84回	30	4.7	—
第85回	10	4.4	—
第86回	15	4.4	—
イベント小計	989	—	4.4
食育推進全国大会	284	4.2	—
農林水産祭 「実りのフェスティバル」	527	4.4	—
ファーマーズ＆ キッズフェスタ2024	178	4.5	—
合 計	1,054	—	4.5

(注) : 平均理解度(合計)は、計7回の単純平均: $(4.8 + 4.7 + 4.4 + 4.4 + 4.2 + 4.4 + 4.5) / 7$

令和6年度alicセミナー開催実績について

回数	開催日	内容及び講演者	参加人数
1 第84回	令和6年8月15日（木） ～9月13日（金）	日本産和牛の米国向け輸出動向と輸出拡大に向けた取組 (独) 日本貿易振興機構 (JETRO) ニューヨーク事務所 岡田卓也氏	135 (申込人数)
2 第85回	令和6年11月22日（金） ～12月23日（月）	EU及び英国の最近の農業政策の動向について (独) 日本貿易振興機構 (JETRO) ブリュッセル事務所 前田 昌宏氏	94 (申込人数)
3 特別版	令和7年2月18日（火） 14:00～16:30	牛乳・乳製品の栄養と健康 ・女子栄養大学 栄養学部 教授 上西一弘氏 ・柿澤牧場 柿澤美里氏 ・グラフィックデザイナー（牛乳インフルエンサー） ミルクマイスター®高砂氏 ・公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会(NACS) 顧問 大道不二子氏 ・一般社団法人Jミルク 事務局次長 林雅典氏 ・alic酪農乳業部 酪農振興課長 石原美智子	12
4 第86回	令和7年2月17日（月） ～3月17日（月）	豪州におけるアニマルウェルフェアの現状と今後の見通し (独) 日本貿易振興機構 (JETRO) シドニー事務所 渡部 卓人氏	87 (申込人数)

注1：回数は平成23年度からの累計。

注2：第84～86回はYouTube (alicチャンネル) により実施。特別版はalic会議室にて対面で実施。

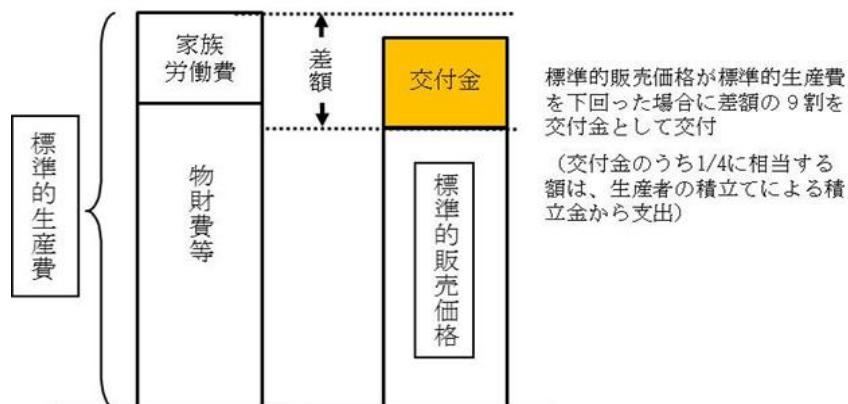
肉用牛肥育経営安定交付金制度－「畜産経営の安定に関する法律」(昭 36)

1 制度の目的

標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合に、肉用牛生産者の経営に及ぼす影響を緩和するための交付金を交付することにより、肉用牛肥育経営の安定を図る。

2 制度の仕組み

標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合、その差額の9割を交付金として交付する。



肉用牛の標準的販売価格及び標準的生産費は、一又は二以上の都道府県の区域ごとに算出

3 負担割合

○ 国: 3/4、生産者: 1/4

4 交付実績

区分	品種	交付頭数	交付金額
令和5年度	合計	727 千頭	41,502 百万円
	肉専用種	411 千頭	30,892 百万円
	交雑種	206 千頭	7,083 百万円
	乳用種	110 千頭	3,527 百万円
令和6年度	合計	595 千頭	28,945 百万円
	肉専用種	358 千頭	22,356 百万円
	交雑種	101 千頭	1,540 百万円
	乳用種	137 千頭	5,050 百万円

注1: 端数処理のため、品種別の和と合計は一致しない。

注2: 各年度は、2月販売分(概算払)から1月販売分(概算払)まで。

登録生産者数: 5.4千者

肉豚経営安定交付金制度－「畜産経営の安定に関する法律」(昭 36)

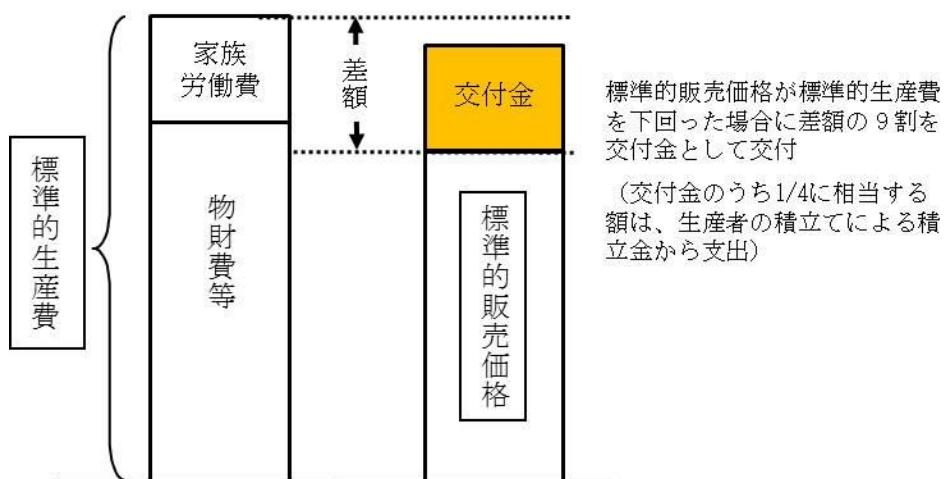
1 制度の目的

標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合に、肉豚生産者の経営に及ぼす影響を緩和するための交付金を交付することにより、養豚経営の安定を図る。

2 制度の仕組み

標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合、その差額の9割を交付金として交付する。

※ 四半期終了時に計算(前の四半期に発動が無かった場合は通期で計算)



3 負担割合

○ 国:3/4、生産者: 1/4

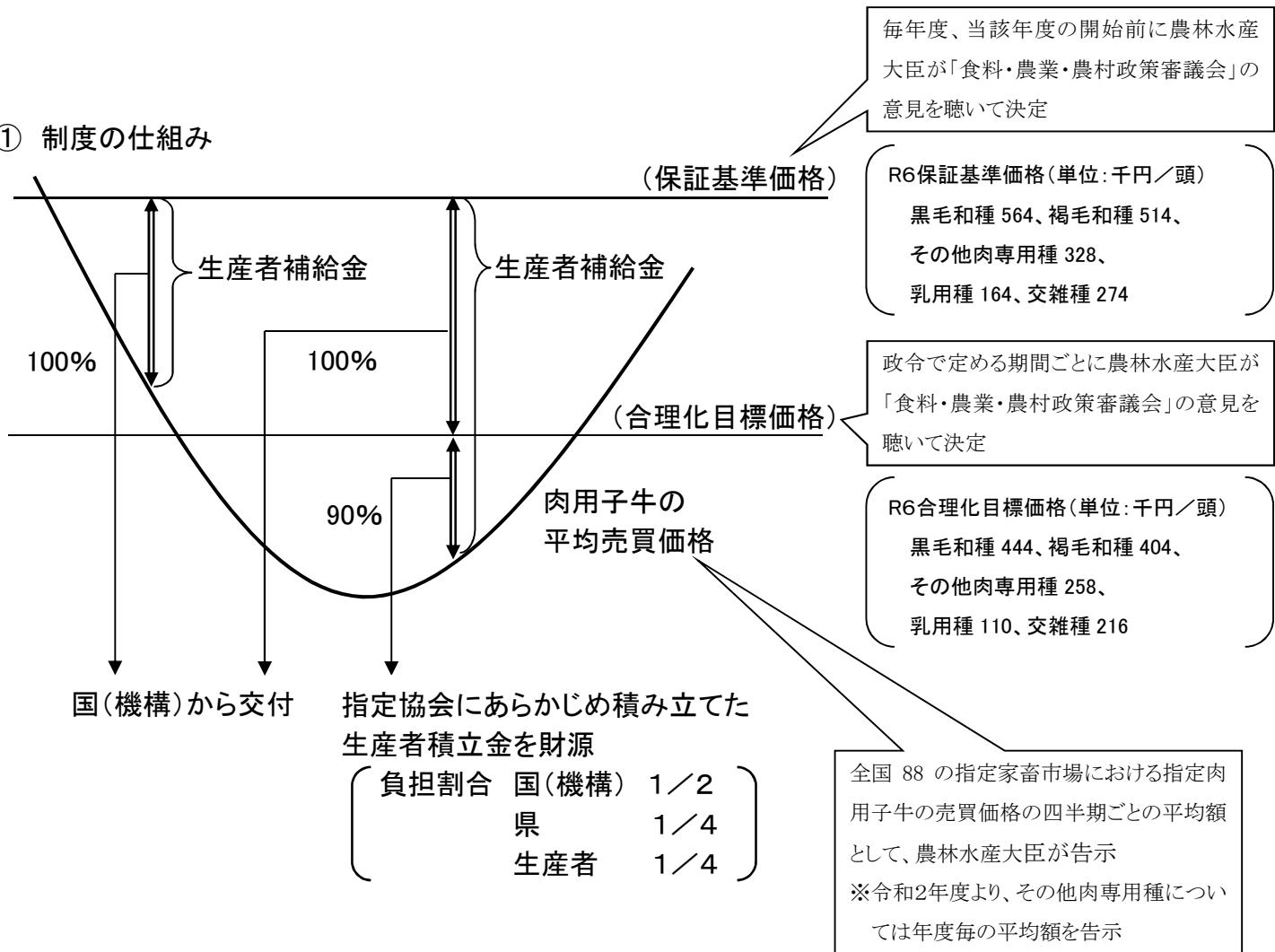
4 交付実績の推移

	交付対象頭数
令和4年度	0 頭
令和5年度	0 頭
令和6年度	0 頭

登録生産者数:1.7千者

肉用子牛生産者補給金制度－「肉用子牛生産安定等特別措置法」(昭 63)

① 制度の仕組み



② 交付実績

区分	生産者補給金			生産者積立助成金(機構分のみ)		
令和5年度	合計	245, 158頭	7, 862百万円	合計	771千頭	1, 102百万円
	黒毛和種	214, 392頭	7, 278百万円	黒毛和種	449千頭	359百万円
	乳用種	28, 910頭	460百万円	乳用種	115千頭	390百万円
	その他計	1, 856頭	124百万円	その他計	207千頭	353百万円
令和6年度	合計	337, 415頭	14, 670百万円	合計	770千頭	1, 059百万円
	黒毛和種	335, 750頭	14, 520百万円	黒毛和種	466千頭	373百万円
	その他肉専	1, 665頭	151百万円	その他肉専	1. 6千頭	15百万円

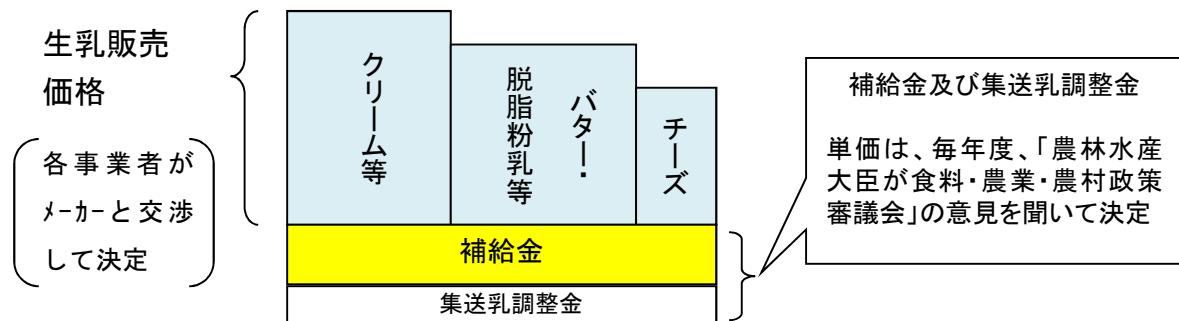
契約農家戸数(令和7年4月末時点): 3. 8万戸

加工原料乳生産者補給交付金等交付業務

「畜産経営の安定に関する法律」[昭 36、(最終改正)令4]

1 制度の仕組み

飲用向けに比べて低価格で取引される加工原料乳について、対象事業者に対し生産者補給交付金又は生産者補給金を交付する。加えて、集送乳が確実に行えるよう、指定事業者に対して集送乳調整金を交付する。



2 交付実績

区分	補給金単価	集送乳調整金単価	総交付対象数量	交付数量
令和4年度	8.26 円/kg	2.59 円/kg	3,450 千トン	3,450 千トン
令和5年度	8.69 円/kg	2.65 円/kg	3,300 千トン	3,300 千トン
令和6年度	8.92 円/kg	2.68 円/kg	3,250 千トン	3,139 千トン(※)

(※)令和6年度の交付数量は、令和6年4月末時点の集計値であり、確定値ではない。

牛乳乳製品の価格安定制度

「畜産経営の安定に関する法律」〔昭36、(最終改正)令4〕

1 指定乳製品等の輸入・売渡し

(1)国際約束に従って、農林水産大臣が定めて通知する数量

(カレント・アクセス:生乳換算137千トン/年)及び売渡し

表1: 輸入、売渡しの実績(数量は生乳換算)

(単位:千トン)

令和4年度		令和5年度		令和6年度	
輸入 (契約ベース)	売渡し	輸入 (契約ベース)	売渡し	輸入 (契約ベース)	売渡し
137.2	137.2	137.2	137.2	137.2	137.2

注:指定乳製品等 … バター、脱脂粉乳、ホエイ類等

(2)指定乳製品の価格が著しく騰貴し、又は騰貴するおそれがあると認められる場合には、農林水産大臣の承認を受けて輸入し、売渡す。

表2: 輸入、売渡しの実績(数量は生乳換算)

(単位:千トン)

令和4年度		令和5年度		令和6年度	
輸入 (契約ベース)	売渡し	輸入 (契約ベース)	売渡し	輸入 (契約ベース)	売渡し
—	—	—	—	41.2	41.2

注:令和6年度はバター

2 指定乳製品等の買入れ・売戻し

機構は、機構の委託を受けて上記1の輸入を行う場合又は関税割当を受けて輸入を行う場合等を除き、指定乳製品等を輸入しようとする者から当該指定乳製品等を買入れ、これを売り戻す。

表3: 買入れ、売戻しの実績(数量は製品重量)

(単位:トン)

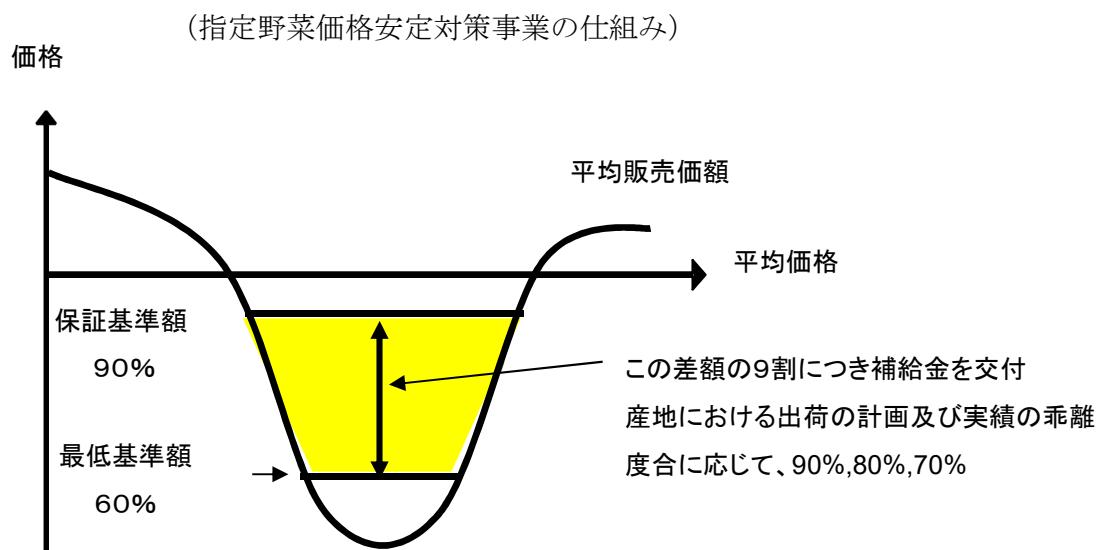
令和4年度		令和5年度		令和6年度	
買入れ	売戻し	買入れ	売戻し	買入れ	売戻し
737.0	737.0	698.9	698.9	500.1	500.1

注:指定乳製品等 … バター、脱脂粉乳、ホエイ類等

野菜価格安定制度 －「野菜生産出荷安定法」[昭41、(改正)昭51、平14、平25]

1 指定野菜価格安定対策事業等

- 指定産地の指定野菜（14品目）の価格が著しく低落した場合に、生産者補給交付金を交付し、農家経営の安定による次期作の確保と、消費地への野菜の安定供給を図る。
- 資金造成割合は、国60%、都道府県20%、生産者20%。（発動基準：平均価格の90%）
- 指定産地（858産地）は、指定野菜の全国出荷量の約7割、作付面積の約5割を占める中核供給産地。
- 都道府県法人が特定野菜等供給産地育成価格差補給事業を実施。（発動基準：平均価格の80%、資金造成割合：国33%、都道府県33%、生産者33%、補てん率8割）



○ 指定野菜事業及び特定野菜事業の対象品目

○ 指定野菜（14品目）：国民消費生活上重要な野菜

キャベツ、きゅうり、さといも、だいこん、トマト、なす、にんじん、ねぎ、はくさい、ピーマン、レタス、たまねぎ、ばれいしょ、ほうれんそう

○ 特定野菜（35品目）：国民消費生活や地域農業振興上指定野菜に準じる重要な野菜

アスパラガス、えだまめ、かぼちゃ、ごぼう、こまつな、しょうが、すいか、スイートコーン、セロリ、そらまめ、ちんげんさい、生しいたけ、にら、にんにく、ブロッコリー（※）など

※令和8年度から、ブロッコリーが特定野菜から指定野菜に移行。

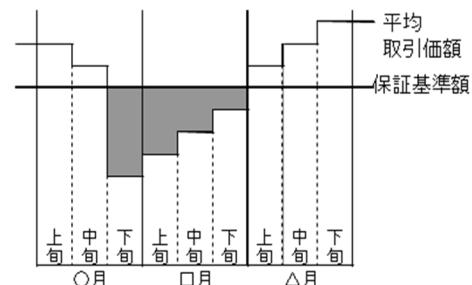
収穫農家数：指定野菜 延べ 11.6 万戸、特定野菜 5.0 万戸

2 契約指定野菜安定供給事業

- 加工・業務用野菜など契約取引される指定野菜の価格下落、不作、過剰生産のリスクを軽減するため、以下の3つのタイプの対策を措置。
 - ①価格低落タイプ：市場価格運動型の契約で価格が著しく低落した場合の補てん
 - ②出荷調整タイプ：契約遵守のため余裕をみて作付けした野菜を価格低落時に出荷調整した場合の補てん
 - ③数量確保タイプ：不作によって契約数量を確保できない場合の掛かり増し経費の補てん
- 資金造成割合は、国50%、都道府県25%、生産者25%。

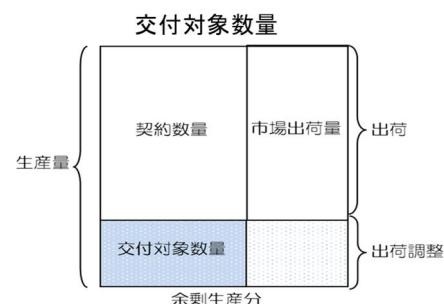
○「価格低落タイプ」

市場価格に連動して価格が変動する契約を締結している生産者に対し、価格の著しい低落が生じた場合に補てん。



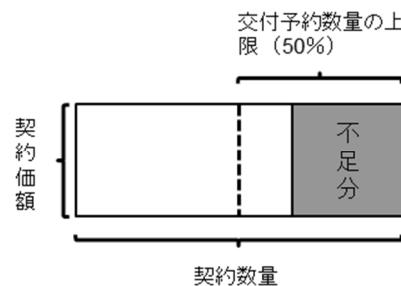
○「出荷調整タイプ」

定量供給契約を締結した生産者が、契約数量を確保するため余裕のある作付けを行い、価格低落時に契約以外の生産量の出荷調整を行った場合に補てん。



○「数量確保タイプ」

定量定価供給契約を締結した生産者が、天候不良等により契約数量を確保することができない場合に、市場出荷予定のものを回す等により契約数量を確保するのに要する経費を補てん。



3 緊急需給調整事業

- 野菜の中でもキャベツ、たまねぎ等は露地で栽培されるため天候の影響を受けやすく作柄・価格の変動が大きいことや流通量も多いことから、これらの野菜の価格と供給の安定を図るため国が緊急需給調整事業を実施。
- 価格低落時には、生産者側の発意により、生産者も1/5を拠出した資金を用いて、出荷抑制、加工用販売、有効利用用途（フードバンクへの提供）、一時保管等を実施。
- 価格高騰時には、国が供給の安定に向けた要請を関係者に行うほか、出荷促進を実施。
- 資金造成割合は、国80%、生産者20%

仕組み

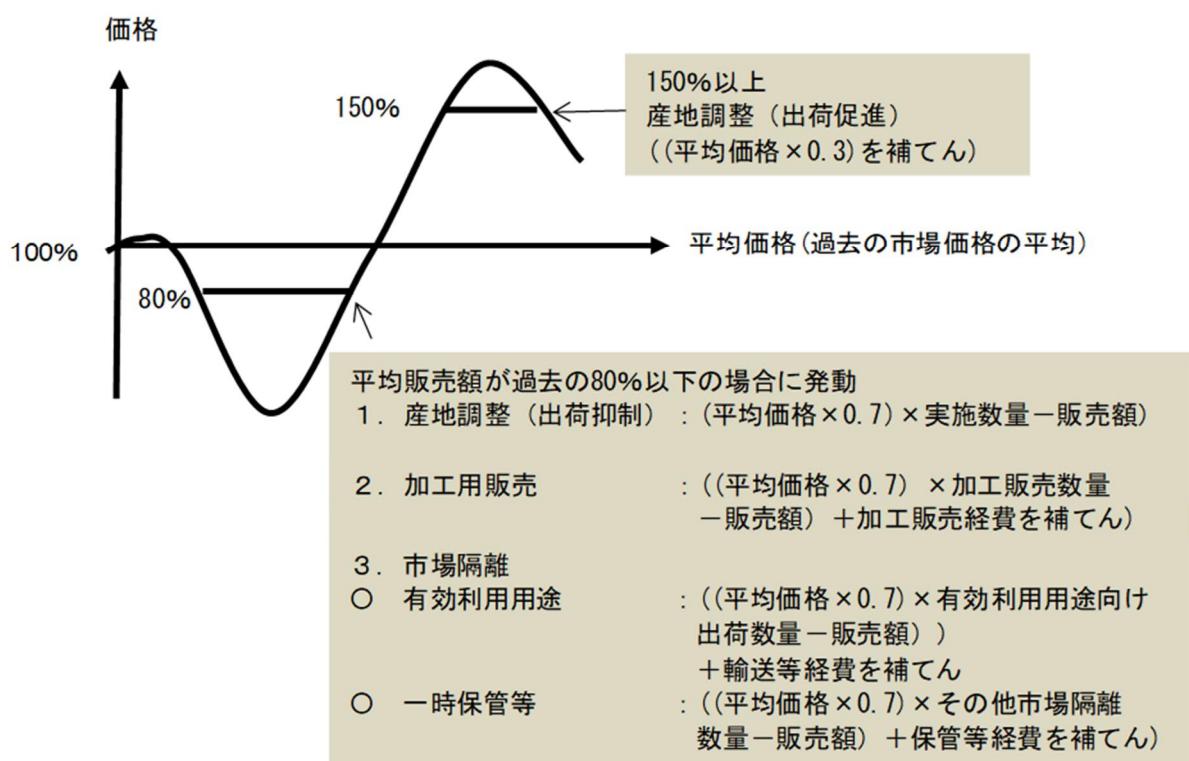
重要野菜

キャベツ(周年)、たまねぎ(周年)、秋冬だいこん、秋冬はくさい

調整野菜

春だいこん、夏だいこん、春はくさい、夏はくさい、レタス(周年)、
にんじん(周年)

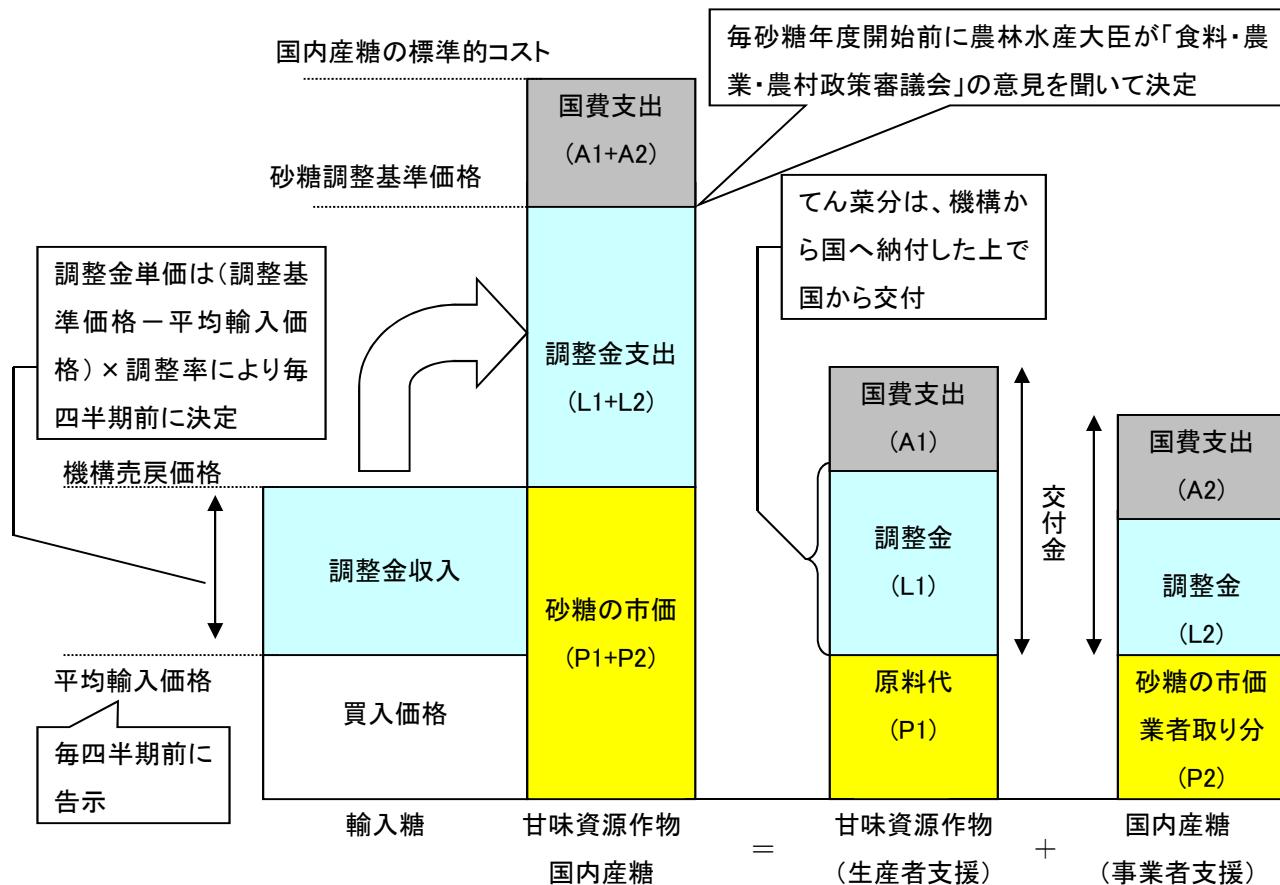
＜発動基準と補てん額＞



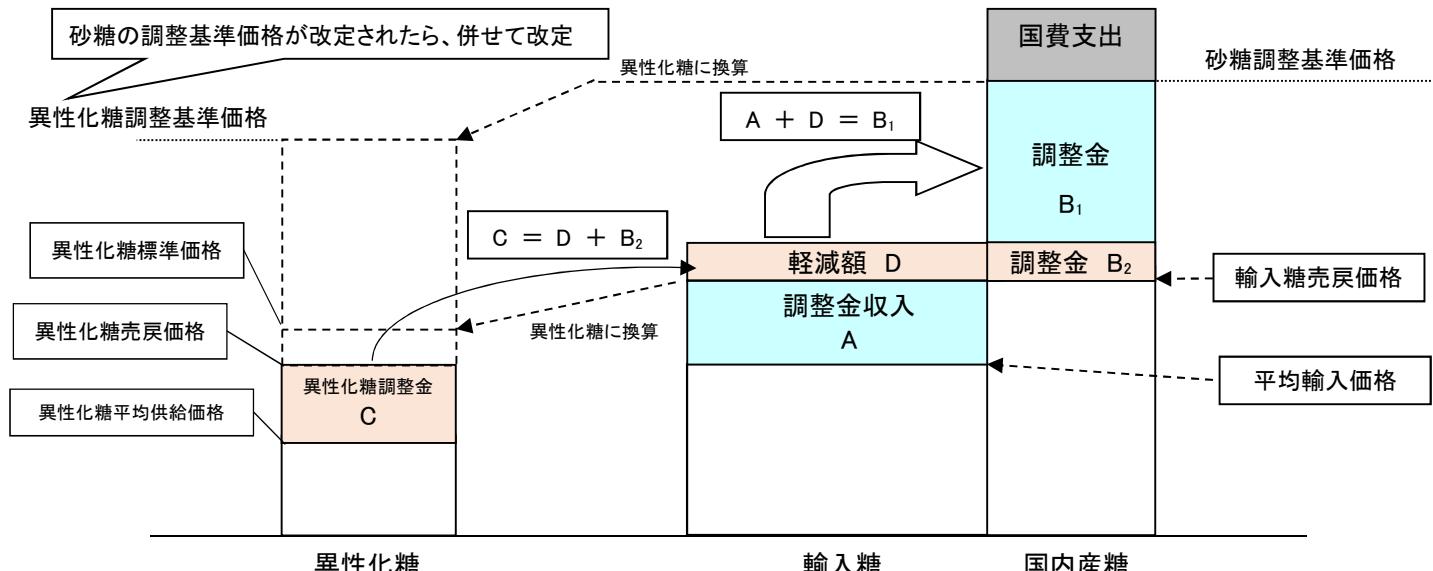
砂糖の価格調整制度－「砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律」(昭40、(改正)令4)

1. 砂糖の価格調整制度の概要

(1) 輸入糖売買の概要



(2) 異性化糖売買の概要



注) 加糖調製品の売買も同様のスキームで実施。

2. 実績数量等(R6事業年度)

(1) 輸入糖、異性化糖及び加糖調製品の売買実績

輸入糖 1,210 千トン 異性化糖 766 千トン 加糖調製品 331 千トン

注) 異性化糖は、ぶどう糖と果糖が混合した液状の糖。

特徴としては、

- ①液体であるため溶解する手間がいらない
- ②ショ糖(砂糖)と比べ、甘味がシャープに感じ、低温で甘味度が増加

などが挙げられる。用途は、液体の性状と相性の良い特徴を活かし、清涼飲料の原料が約5割、続いて、乳製品、調味料、酒類などとなっている。

(2) 交付金交付等実績

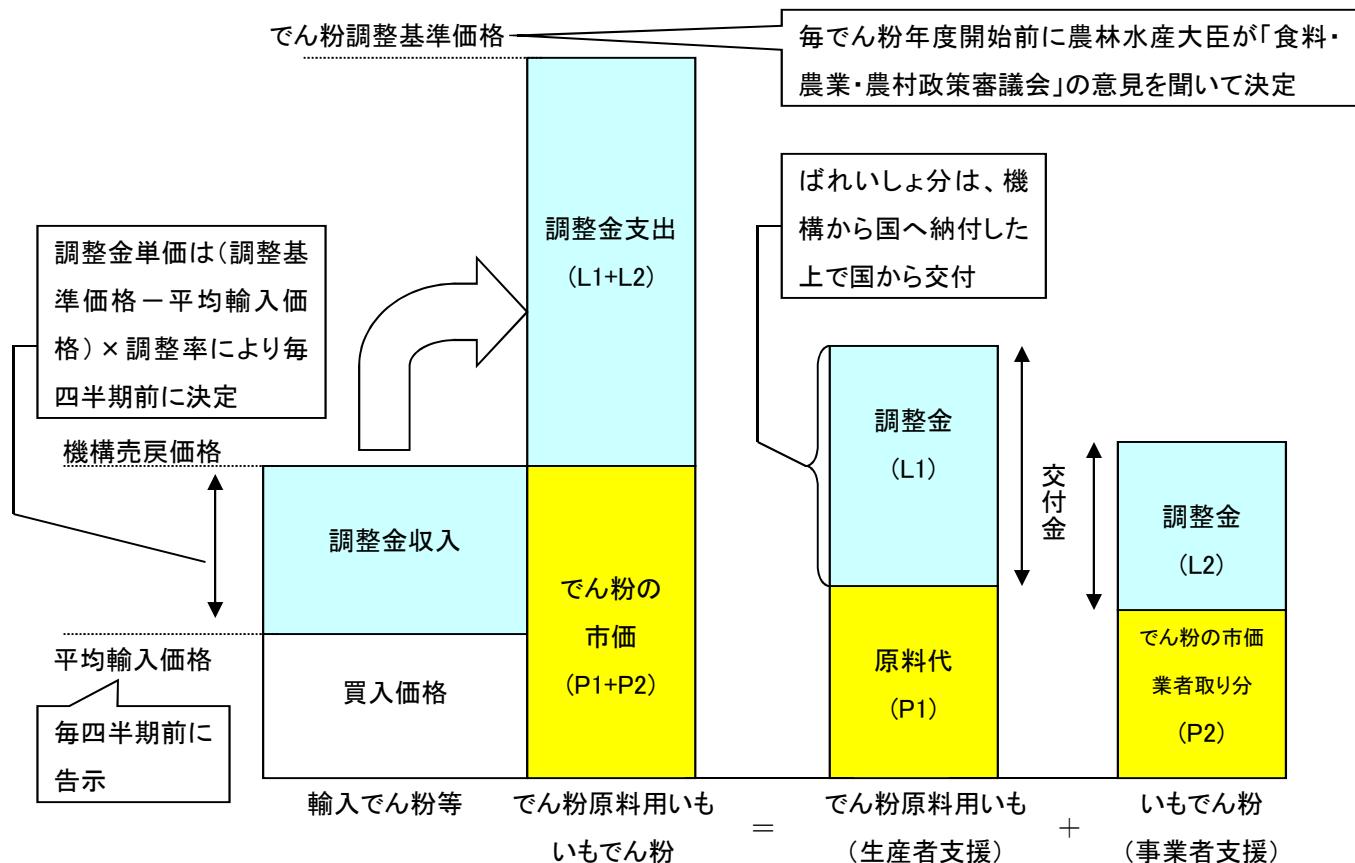
甘味資源作物交付金	国内産糖交付金
さとうきび生産者	
鹿児島県 5,844 人 488 千トン	てん菜糖製造事業者 3者 462 千トン
沖縄県 9,857 人 670 千トン	甘じや糖製造事業者 14 者 140 千トン
合計 15,701 人 1,158 千トン	合計 602 千トン

注1) さとうきび生産者及び製造事業者とも交付対象要件を満たす者のみに交付金を交付。

注2) 合計は四捨五入の関係で一致しない場合がある。

でん粉の価格調整制度－「砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律」(昭40、(改正)令4)

1. でん粉の価格調整制度の概要



2. 実績数量等(R6事業年度)

(1) 輸入でん粉等の売買実績

輸入とうもろこし 3,025 千トン 輸入でん粉 137 千トン

(2) 交付金交付等実績

でん粉原料用いも交付金	国内産いもでん粉交付金	
でん粉原料用かんしょ生産者(宮崎県・鹿児島県) 1,802 人 35 千トン	ばれいしょでん粉製造事業者 9 者 かんしょでん粉製造事業者 15 者 合計	86 千トン 10 千トン 97 千トン

注1)かんしょ生産者及び製造事業者とも交付対象要件を満たす者のみに交付金を交付。

注2)合計は四捨五入の関係で一致しない場合がある。